

盛岡市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成29年1月10日

盛岡市監査委員	工藤由春
同	菊池秀一
同	佐藤敬三
同	八木橋美紀

第1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、財政部、公平委員会事務局、議会事務局及び会計課である。うち、次の部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

实地監査対象部課等	監査実施年月日
【財政部】 市民税課，資産税課，納税課 【議会事務局】 議事総務課 【会計課】	平成28年11月10日から同年11月17日まで

第2 監査の範囲

平成27年度の事務の執行。

第3 監査の方法

实地監査の対象としない部署においては、平成28年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48盛監発第24号）に基づき提出された監査資料について、实地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。